

第 96 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 3 月 28 日（木） 9：30～11：30
場 所	滋賀県庁 本館 4 階 4-A 会議室
出席委員	小林委員長、北谷委員、福山委員、福谷委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題（1）滋賀県入札監視委員会運営要領の改正について

事務局	事務局より滋賀県入札監視委員会運営要領の改正について説明 各委員ご意見等無し。
-----	--

議題（2）滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和 5 年 8 月～令和 5 年 11 月）

事務局	下記資料を事務局より説明 （資料 1）入札方式別発注工事総括表 （資料 2）入札方式別発注工事一覧表 （資料 3）入札参加停止等の運用状況一覧表 （資料 4）審議対象工事等一覧 （資料 5）滋賀県発注工事等落札率の推移 （資料 6）落札決定誤りの状況一覧表
小林委員長	工事に比べて、委託の落札率が低い理由は何か。
事務局	工事と委託で最低制限価格の算出方法が異なることが原因と考える。

議題（３）抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号 663 【(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業】

文化財保護課 一般競争入札 (PFI)

発注機関	(概要説明)
北谷委員	3 者中 2 者が辞退され、応札者は 1 者ということだが、1 者に対してどのような審査をするのか。
発注機関	他者と比較してより優れているという審査はできない。各審査項目について基準を満たしているかどうか審査している。
福山委員	選定委員会の委員はどのように選定しているのか。
発注機関	専門分野のバランスを鑑み選定している。また滋賀県にかかわりのある委員を中心に選定している。
福谷委員	2 者辞退ということだが、予定価格の積算等に問題はなかったのか。
発注機関	問題なかった。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか？ (各委員了承)

②番号 1 【令和 05 年度第 A501-1 号 神郷彦根線 補助道路整備工事】

道路整備課 (湖東土木事務所) 一般競争入札 (WTO)

発注機関	(概要説明)
福山委員	下部工は他者が施工しているのか。
発注機関	他者が施工済。
北谷委員	落札者は、技術的な能力が高いため、技術評価点が高くなっていると思うが、評価点を決定する際の根拠はあるのか。
発注機関	当該工事内容に沿ったテーマを設定しており、それに対する技術提案内容を、総合評価審査委員会にて審査をして評価点を決定している。
北谷委員	提案内容を審査する際に恣意的な判断をすることはしないのか。
発注機関	第三者の委員もいるため、公正な審査を行っている。
小林委員長	発注機関で点数をつけて、委員会で審査をし、その点数を決定するということか。
事務局	外部委員を含めた、委員会で評価して点数を決定している。
福山委員	技術提案を求める際、指定様式等を用意しているのか。
発注機関	提出様式を示している。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか？ (各委員了承)

③番号 482【令和 05 年度第 EK84-1 号 国道 3 6 7 号 補助道路整備設計業務委託】

道路整備課（高島土木事務所） 一般競争入札一般競争入札（制限付）

発注機関	（概要説明）
北谷委員	評価値の算出方法は、
発注機関	入札説明書に記載しているとおおり、価格評価点と技術評価点を足し合わせたものになる。
北谷委員	価格評価点と技術評価点の算出方法は、定めているのか。
発注機関	定めており、それに従って算出している。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

④番号 2【令和 05 年度第 S201-13 号 大津能登川長浜線補助道路整備工事】

道路整備課（南部土木事務所） 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
福山委員	技術提案書の内容が履行されなかった場合、どのような対応をするのか。
発注機関	工事成績を減ずることとなる。
小林委員長	今回の案件は、CO2 削減取組評価型モデル工事だが、評価項目「CO2 削減への取組」を満たさなくても落札は可能か。
発注機関	落札者となる可能性がある。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

⑤番号 195【令和 05 年度第 74-号 今堀（東近江）県営住宅第 2 期建替その他工事】

建築課 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
北谷委員	低入札調査基準価格の算出方法と低入札価格調査のプロセスはどのようになっているか。
事務局	低入札調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定める全国で統一的なモデル（中央公契連モデル）を基に算出している。プロセスとしては、低入札価格調査基準価格より低い金額で応札された際に発注者の設計金額から算出される区分の額ごとに国が定めた数値的判断基準に照らし調査するもの。この数値的判断基準を満たさない場合は、適正な工事が施工できないと判断し、失格とする。
北谷委員	失格基準である数値的判断基準は、国で定められているとのことだが、この基準は運用状況を鑑み、見直しなどはしているのか。
事務局	低入札調査基準価格および失格基準は、必要に応じ、国土交通省が見直しを行っている。 積算の根拠となる歩掛は毎年見直しされている。なお、積算単価については、滋

小林委員長	賀県の単価を使用している。
発注機関	工事の難易度を決定する際に事前に地質調査等行うのか。
小林委員長	事前に地質調査を行っており、今回の難易度を決定する際にも判断材料としたものの。 手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

⑥番号 664 【令和 05 年度第 80-1 号 百瀬川河川環境保全工事】

高島土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
福山委員	災害が発生したのが 6 月 2 日で、契約は、8 月 9 日とあるが、随意契約ではなく、一般競争入札により、業者を選定した場合、契約時期にどれぐらいの遅れが生じるのか。
発注機関	一般競争入札にすると、手続きに時間を要するため、契約時期が、随意契約に比べて 1 ヶ月ほど遅れが生じることになる。
北谷委員	複数者に見積りをもらうことはしたのか。
発注機関	緊急を要する案件だったため、1 者にのみ見積りを依頼した。
小林委員長	上流で先行して工事を施工している業者と随意契約を締結したとのことだが、緊急を要することは理解できるが、一者見積りによる理由がないのではないか。
北谷委員	一者見積りによる理由について、明確に記載すべきである。
事務局	今後、徹底する。
小林委員長	なお、本案件の一者見積りによる理由については、今回流出した土砂を撤去するのに、先行して施工している業者以外の業者が現場に入ると、多数の車両が現場内に入ることになり現場内が輻輳するため、既に同現場で工事施工中であった一者に対し、一者見積りで契約を締結したもの。 手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

以上